

令和7年4月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和7年4月28日（月）
開会 午後1時30分
閉会 午後4時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員9名
- 4 欠席委員
松原圭子委員
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、係長、主査1名、主事1名
- 7 議題等
第6号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画案に対する意見について
報告事項6 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、9名です。 定足数に達しておりますので、これより4月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、飯沼勝則委員、松原昭平委員をお願いをいたします。 本日の付議事件は、第6号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」が1件でございますのでよろしくお願いします。 それでは早速ですが、第6号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、事

	務局より説明をお願いします。
係 長	それでは、第 6 号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」説明します。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により尾張旭市が作成した農用地利用集積等促進計画の案について、農業委員会の意見を聴取するものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 また、貸手人数、筆数の増減は表記のとおりです。 調書の説明は、以上となります。 なお、借受希望者は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の規定に該当していることを申し添えます。 よろしくご審議をお願いします。
会 長	説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。 第 6 号議案について、何か質問はございませんか。
会 長	まだ貸出希望が提出されていない農地については、どのような取扱いになりますか。
係 長	担い手に対して状況の共有は随時実施しています。事務局としては引き続き農地の所有者に対して、連絡を試みていきます。
森下幸夫 委 員	農地の所有者が担い手に対して耕作のお礼としてお金を支払っているという内容を近隣市町の知人から聞きましたが、尾張旭市は逆ですね。
係 長	近隣市町でそのようなことを聞いたことがあります。そうでなくても、地主が賃借料を請求しないということもあります。 本市においても、賃借料の請求をするか否かを地主が選択できるようにしています。ご協力いただけた地主の方は使用貸借で設定します。
松原昭平 委 員	農地中間管理機構が地主に賃借料を支払うということになりますか。
係 長	実際には、借り手から貸し手に賃借料が支払われます。借り手と貸し手の間に農地中間管理機構が入るということです。
水野政起 委 員	番号 619 の受け手の会社について、何か情報はありますか。
係 長	2 月の農業委員会で既出の会社です。その際と同様に、本件の土地でもステビアの栽培をしようとするものです。
森下幸夫 委 員	賃借料については、貸し手と借り手の間で決まるものですか。また、時代の変遷とともに、今後は借り手を守っていくのが望ましいと考えるため、負担が減った方が良くように思いますが、どう思いますか。
係 長	本市においては、1 m²当たり 6 円の賃借料が設定されております。 確かに近隣市町では、賃借料がないところもございますので、使用貸

	借を選択できるようにしている経緯がございます。 時代の流れは森下委員の考えに向かっていると思いますが、地主の意向は人それぞれであった印象を受けました。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 第 6 号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第 6 号議案については、許可相当とすることに決まりました。 これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項 6 「農地法第 5 条の規定による届出の専決について」、事務局より報告をお願いします。
係 長	それでは、報告事項 6 「農地法第 5 条による届出の専決について」説明させていただきます。 1 としまして、農地法第 5 条による届出が 8 件で 1, 3 3 3 平方メートル、主な概要は、東名西町地内外で一般個人住宅 7 件、露天資材置場 1 件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	他に質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	今月は特にございません。
会 長	それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は 5 月 2 9 日 (木) 午後 3 時 3 0 分から 2 0 1 会議室にて開催を予定しております。 これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。

以上議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証明するためここに署名する。

議事録署名者

尾張旭市農業委員会会長 _____

委員 _____

委員 _____